

和歌山市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和4年3月30日

和歌山市監査委員	森田昌伸
同上	柳野純夫
同上	山本宏一
同上	井上直樹

第1 監査の期間

令和3年9月6日から令和4年2月10日まで

第2 監査の実施箇所

1 市長公室

企画政策部 企画政策課、移住定住戦略課、秘書課、広報広聴課

2 総務局

総務部 総務課、人事課（職員研修所を含む。）、職員厚生課、行政経営課、デジタル推進課

3 危機管理局

危機管理部 総合防災課、地域安全課

4 市民環境局

市民部 市民生活課、市民課（東部サービスセンター、河南サービスセンター、河西サービスセンター、河北サービスセンター、中央サービスセンター、北サービスセンター、南サービスセンターを含む。）、自治振興課（地域フロンティアセンターを含む。）、男女共生推進課、人権同和施策課（芦原文化会館、杭の瀬文化会館、善明寺文化会館、平井文化会館、本渡文化会館、岩橋文化会館、木ノ本文化会館、鳴神文化会館、大垣内文化会館、弘西文化会館、口須佐文化会館、栄谷文化会館を含む。）

環境部 一般廃棄物課、環境政策課、青岸清掃センター（青岸エネルギーセンター、青岸クリーンセンター、青岸汚泥再生処理センターを含む。）、収集センター（北事務所、西事務所、青岸ストックヤードを含む。）、浄化衛生課、産業廃棄物課

5 出納室

6 教育委員会事務局

教育学習部 教育政策課、教育施設課、生涯学習課（南コミュニティセンターを含む。）、青少年課、読書活動推進課

学校教育部 学校支援課（少年センター、子ども支援センターを含む。）、学校教育課（こども科学館を含む。）、教育研究所、保健給食管理課（学校給食第一共同調理場、学校給食第二共同調理場を含む。）

7 選挙管理委員会事務局

8 人事委員会事務局

第3 監査の事項・実施内容

- 1 調定、収納及び現金取扱状況
- 2 予算の執行状況
- 3 財産の管理状況
- 4 委託料、補助金等の有効性及び効率性
- 5 契約事務の適正性
- 6 各事務処理の必要性及び効率性
- 7 その他

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

第5 監査の結果

監査は、和歌山市監査基準に準拠して実施した。その結果、おおむね良好であったが、一部において次表のとおり整備を要する事項が見受けられたので、今後、より適正な事務の執行を望むものである。

なお、監査の際に見受けられた整備を要する事項のうち、軽微なものについては、その都度指導したので省略する。

項目	監査結果	担当局部課等名
決裁責任者の決裁を受けずに施行	単価契約物品の購入事務において、和歌山市事務決裁規則に規定されている支出負担行為伺いの決裁を受けずに支出負担行為を行っていたため、同規則を遵守し適正な決裁処理を行われたい。	市民環境局 環境部 青岸清掃センター (青岸エネルギーセンター)
	単価契約物品の購入事務において、和歌山市事務決裁規則に規定されている支出負担行為伺いの決裁を受けずに支出負担行為を行っていたため、同規則を遵守し適正な決裁処理を行われたい。	市民環境局 環境部 青岸清掃センター (青岸クリーンセンター)
	行政財産の目的外使用許可（夜間照明施設）に関する事務において、和歌山市事務決裁規則に規定されている決裁責任者の決裁を受けずに施行していたため、同規則を遵守し適正な決裁処理を行われたい。	教育委員会事務局 教育学習部 生涯学習課

<p>青少年国際交流センター使用料の減免事務において、和歌山市立青少年国際交流センター条例施行規則第5条では、減額・免除申請書を教育委員会に提出しなければならないと規定されているが、指定管理者から減免に関する報告を受けているものの同申請書を教育委員会に提出させず施行していたため、同規則を遵守するとともに和歌山市教育委員会事務決裁規則に則り適正な決裁処理を行われたい。</p>	<p>教育委員会事務局 教育学習部 青少年課</p>
--	------------------------------------